

デーニング卿 “WHAT NEXT IN THE LAW” 邦訳 (8) I - 1

中京大学英米法研究会

第六編 プライバシーと信頼 (I)

序文 越川 純吉
 第一編 偉大な改革者たち 角田 猛之
 第二編 陪審による裁判
 第三編 法律抹助
 第四編 身体傷害
 第五編 文書名誉毀損 (I) 佐保 雅子 (二十一卷一号)
 文書名誉毀損 (II) 加藤 紘捷 (二十一卷一号)
 第六編 プライバシーと信頼 (I) 松本 昌悦 (本号)
 プライバシーと信頼 (II) 越川 純吉

(以上中京法学二十卷一号)

一 対立する二つの人権

我々はここで、二つの基本的人権の対立ということを問題とすることになる。即ち、プライバシー権と出版の自由ということである。これらの人権のいづれもが、大英帝国はすでに批准しているが、しかしまだ国内法化はされていないヨーロッパ人権条約 (the European Convention on Human Rights) に明規されているということである。

そこで初めに、プライバシー権とこうことについてであるが、

第七編 権利章典 松本 昌悦 (本号)
 第八編 権力の濫用 加藤 紘捷 (二十卷一号)
 跋文 加藤 紘捷 (本号)

「第八条、(1) 何人も、自分の私的生活、家族生活、家庭及び通信の秘密を尊重される権利を有する。

(2) 法律に従う場合を除いては、また民主社会の下で、国家の安全の利益や公的安全や国の経済発展の利益において必要性がある場合を除いて、社会秩序の混乱や犯罪を妨ぐという目的で、また国民の健康や道徳の維持を図るという目的で、あるいは、その他の権利や自由を保護するという目的で、この権利の行使について公的機関による干渉が行われてはならない。」

つぎに、言論の自由についてであるが、

「第一〇条、(1) 何人も、表現の自由についての権利を有する。

この権利は、公的機関の干渉なしに、また国の方機関の関与ないし、意見を述べる自由、あるいは情報や見解を受領し、伝達する自由を含んでいる。本条項は、放送の認可行政やテレビや映画会社の認可行政によって妨害がなされるようなことがあつてはならない。

(2) これらの自由の行使は、それが義務や責任を伴うに至つ

て以来、國家の安全や領土保全、あるいは公共の安全などの利益において、社会秩序の混乱や犯罪を妨ぐという目的で、健康や道徳の保護という目的で、あるいは他人の名誉や権利を保護することをやめさせる目的で、あるいは司法部の権威や公平性を維持するという目的で、法律によって規定され、民主社会の下で必要とされる限りで、一定の尊守条項や条件や規制規定や罰則に従わなければならない。」

そこで、人々は、人権のそれぞれが広範な例外事由に従つた

り、またそれぞれが、他の人権との衝突に立ち至つたりする」ともありうるのである。かくして、表現の自由は、秘密を保持する権利を維持するための規制に従わねばならないのである。これらのプライバシーの権利と言論の自由は、いかに調和されるべきものであろうか。このことが、私がこの章において論議を進めてゆこうとする問題点なのである。

二 イギリスにおける判例法

この問題についてわがイギリス法は、如何なる制定法にも全く規定するものではない。しかしロー・ブックスにおいて述べられてきている。したがつて読者には、イギリスにおけるリング・ケースの幾つかについて述べることが、その説明に当つて最も適切であろう。

(1) イギリス王室肖像画事件

イギリス王室肖像画事件の判例で、プリンス・アルバート対ストレンジ事件⁽¹⁾は、プライバシーと秘密保持の侵害についての法律問題の基本ともなる事件である。そこで、私は一九六一年に貴族院議院で私の行つた演説の中でそれにふれてきたし、更に若干の補足をこれまで行つてきた。そのことは前出項目 The Family Story (一八八頁) のところで述べている。しかし、こゝでの討論にかかるので、更にそのことについて、ここで論ずることをお許しいただきたい。

一八四九年には、人々は、自分の家族を写真にとるということとはしなかった。そのかわり、ビクトリア女王と彼女の夫、アルバート殿下はスケッチを残しているのである。彼等は、子供達や親しい友人達の幾人かを描いている。彼等は、それらの肖像画の出来ばえに非常によろこんで、私家版の方法でそれらを印刷するよう命じたのである。およそ六三枚の刷り上げた肖像画ができ上がった。それらは、ウインザー城のそれぞれの個室に保存されたのである。彼等は、印刷をするためにブラウンという印刷屋を雇った。印刷屋は、更にミドレトンという男を雇った。この男は、それらを不正に持ち出して、ジャッジという男にそれを売りつけたのであった。更にジャッジは、出版屋のストレンジにそれを持ち込んだのである。ストレンジは、肖像画の複製をつくり、次のような広告文をつけたカタログを配布したのである。

「王室ヴィクトリア女王とアルバート殿下のエッチング画集・

肖像画カタログ

女王陛下とコンソート皇太子の自署名入り（許可済である）

のこの署名は、原画に署名されているものであるが、この電

送写真をつけて、購入者の希望されるものを進呈いたします。

価格は六ペニス。」

ストレンジがいうには、わずか五一枚の印刷を行ったのみだし、その後、それらを破棄したとしている。更に彼は、全く売らなかつたし、売り出しあつた。といふのも、女王陛下

や皇太子が、それをお許しにならないということを聞いたからであるとしている。そこでストレンジは、肖像画の印刷自体の差止命令に従うこととなつたのである。しかしながら、彼は、カタログの発行の要求は行つたのであつた。皇太子は、そのカタログの発行をも彼に禁ずるよう差止命令を求めたのであつた。ストレンジは、それについて争いを求めたのであつた。唯一の問題点は、カタログを発行する権利についてである。

大法官コテンハム卿は、差止命令を認めたのであつた。コテンハム卿は、次のように述べた。その情報というのは、すなわちそのカタログが編集されることによるのであるが、ブラウンや彼が雇い入れた幾人かが、不法行為を行つたこと、信任違反、契約違反ということから出発して考えねばならない。従つて、そのような秘密の情報を発刊するのをやめさせるために、差止命令が認められなければならないと。

〔注〕

(1) (1849) I Hall & Jwells. 1.

(2) 医師の日記帳事件

この事件で、大法官は、国王ジョージ二世がちょうど亡くなつた一八二〇年に裁判になつたワイト対ウィルソン事件の判例を引用してきている。エルドン卿は次のように述べている。

「亡くなった国王の侍従医の一人が、彼が見聞してきた事柄

を日記帳に書き留めてきているにしても、裁判所は、国王の生涯に亘ってのことを、印刷に付し、出版することを彼に認めはしなかつたであろう。」と。

その見方は極めて重要である。それは、秘密を守る権利とは違つたプライバシー権があることを私が知った最初の事例であるといえる。国王は、その医師に対してすべての秘密の情報を与えてきた訳ではなかつた。しかし、日記帳を公刊することになるのである。医師は、国王のプライバシー権を侵害することになるのである。読者もご存知のように、国王ジョージ二世は、頭

がおかしくなつたのである。その医師が日記帳の中で書いてきたことを想像してみていただきたい。たとえば「国王は庭園の中を散歩していた。見よ！寓話の中の皇帝のように、彼は一糸まとわぬあらぬもない格構であつた」。医師は、日記帳の出版を申し出たのであつた。確かに、エルドン卿は、出版者に出版を阻止するべく差止命令を下したことであろう。現代社会に、その事例をあてはめると、ある著名な人物が、妻ではない女性と彼の庭の中で愛の抱擁を交わしている写真を、一人の写真家が望遠レンズで撮つた場合のことを考えていただきたい。当然のことながら、その公刊をやめさせるために、差止命令が発せられるべきであろう。私の判断する限りでは、唯一の訴訟原因是、プライバシーの侵害ということになるであろう。

最近の事例としては、一九八二年二月に、幾つかの新聞が、休暇を楽しんでいるウェールズの王女の写真を公表したという

料

場面である。王女が子供をもうけたということをイギリス国民の誰もが知つていた時で、王女がビキニ姿でくつろいでいる時の写真である。それはプライバシーの無暴な侵害であった。後に、各新聞社は、謝罪を行つてゐる。明らかに、法律に違反しているといえる。

〔注〕

(一) (1820) 1 Hall & Jwell 25.

(3) 公爵と公爵夫人の秘密会話事件

さて話題を皇族の方に移そう。そして公爵と公爵夫人に関する事例である。それは、アルギン公爵夫人のマーガレットが、アルギン家公爵アン・ダグラスを訴えたという事件である。そして、また被告として日曜版新聞 *The People* が加わつてきたのであつた（アルギン公爵夫人対アルギン公爵事件）。公爵と公爵夫人は、一九五一年に結婚し、一九六三年に離婚しているのである。彼等の結婚の初期の時期には、すべての既婚夫婦がそうしているように、彼等の間の個人的争いの問題は、自由に一人の間で話合つてきたのであつた。彼等は、「自分達の生活態度、自分達の感情、自分達の希望、抱負、それに欠点、自分達の過去の生活や前の結婚」などについて話合つた。そこで公爵は、自分が提供した情報にもとづいての記事を公刊するため、*The People* 紙と準備を始めたのである。公爵は、

公爵夫人が彼に話してきたすべての事柄について The People 紙にしゃべったのであった。更に、公爵は、公爵夫人の私生活にかかる彼女の秘密のことも The People 紙に語つたのである。The People 紙は、それらについて公表することを申し出たのであった。

公爵夫人は、公爵と The People 紙を相手じりて、自分の秘密の事柄を公表することを阻止するべく差止命令を求めて訴えたのであった。アンゴーム・トーマス判事は、公爵に対してばかりでなく、The People 紙に対しても差止命令を認めたのであった。その判決は、秘密の保護の侵害が基礎となっていたのであり、公爵が侵害したというものである。更に The People 紙は、故意にそれを手助けしたものであり、更にそのかしてきたというものであった。

しかし、私がここで、この判例をとりあげ説明したい理由は次の点である。夫が何ら秘密を侵害した訳ではない場合を想定していただきたい。そうではなく、例えば、夫婦が、あるいは

その他の何らかのカップルが、彼等のすべての私的な会話を録音する装置を設置しているホテルの寝室に居ることを想定して

いただきたい。そして、すべての会話がテープに採られ、The People 紙によって公表された場合を考えいただきたい。その装置設置者は（私がそういうふうにするとすれば）、秘密保持の侵害を行つた罪はないであろう。なぜなら、彼は、すべての秘密を保持することを委託された訳ではなかつたからで

ある。しかし申すまでもなく、彼はプライバシーの侵害についての罪は犯してきたといえるであろう。ホテル側としては、その場所に盗聴装置を設置したことの侵害行為で、装置設置者を訴えるであろう。しかしカップルの側は、プライバシーの侵害ということのみで訴えることができるであろう。

原告の静かな隠遁生活に対する不合理な侵入や私的な問題に立入るすべてのことは、プライバシー権の侵害であることを述べておきたい。

そこで個人の私的な会話を電話で盗聴することは、誰であつても、たとえば警察当局でもその他の誰であつても、侵害行為になるであろう。そして、あらゆる秘密を盗聴する装置を用意することも同様侵害行為になるであろう。すべてのそれらの行為が正当化され、許容される唯一の場合は、国家秘密や犯罪の予防のような事由に限られるのである。

[注]

(1) [1967] 1 ch 302.

(4) ゴルファーの一晩のチョコレート

私の若い時代に、サイクル・トーレイは、イギリスのアマチュアゴルフチャンピオンであった。フライズは、チョコレート会社であるが、トーレイの許可なく、新聞に広告を載せたのであった。それはポケットから立つように突き出ているフライ

ズのチョコレートの包装箱を持って、トーレイは、彼の最も気力の入った打撃を放っている風刺漫画であった。その絵の下に次のような言葉が書かれていた。

「キャディーがトーレイに『山には、"すうい、田那さん、すばらしいショットよ、あのボールの飛び具合を見てじらんなどい！』あの飛び具合をいいたいのよ、フライズの商品のように、とても手じろで、品物がよくって、そして値段が安いのよ、田那さん！』」

トーレイ対J・S・フライ兄弟社のこの事件⁽¹⁾においては、裁判官の幾人かは、この広告は、トーレイを中傷するものであつたと考へてきた。なぜならば、彼は、この件でお金が支払われてきていることになっているし、また、アマチュアの身分からは離れてきていたということである。しかし二人の裁判官は、それは彼を中傷するものではなかつたと判断してきている。や

て、それでは、この一人の裁判官が正しかつたと想像してみよう。そして、それは名誉を毀損するものではなかつたと考えてみよう。そこには、彼のプライバシーの権利の侵害はなかつたのであろうか。しかしながら、裁判官グリーア卿は、そこの一人の見解を否定してきた。彼は次のように述べてきた。

「私の判断では、問題になっている広告の公表を行ってきた被告は、最初トーレイの同意を得ることなしに行つたのであり、日常生活の常識に反した行為を行つてきたということは、はつきりと胸をはつていえることである。しかるにそうである

以上、被告は、法的な補償義務がある行為である以上、責任があるといえる。しかしながら、もしも、その公表が名誉毀損の法律に違反して毀損を行う状況の中で、個人の写真や、風刺漫画や個人の氏名が公表されない限りでは、それは、法律にもとづいて訴訟を提起しうる原告側の主張内容を形成するものではないといえる」

このグリーア裁判官の意見は、イギリス法において、あらゆるプライバシー権を否定するもののように受けとめられてきた。確に、グリーア卿自身の発言の中で、「法的に補償する義務がある場合」との指摘がある。あわせその点を私は指摘したいのである。もしも被告が、原告をして公衆の眼前に誤った印象を植つけることに拘泥するとすれば、原告のプライバシー権は侵害されたことになることをいふのである。

[注]

- (1) [1930] 1 KB 467. [1931] AC 333.
(2) [1930] 1 KB 467 at 478.

三 秘密の侵害

(1) 秘密保持についての侵害は裁判所に訴えることができる。かつて、アルバート王子対ストランジ事件以来、裁判所は、秘密保持の侵害を規制してきたのであった。裁判所は、秘密を他の者にも漏してやくことによって、それを侵害してやくこと

を規制しようとしている。同様にそれが秘密であることを知りながら、誰かほかの人が、それを用いようしたり、あるいは用いることを要求することも、裁判所は規制しようとしている。シーガー対コピーデックス事件において、私はその点を概略述べようとした。⁽¹⁾つまりそこで私は次のように述べてきた。

「この問題についての法律というのは、何らかの暗黙の契約に依拠して行われるものではない。それは、秘密の中に情報を受けとった者は、それを不公正に用いてはいけないとするエクイティの幅広い原則に依拠しているのである。同意をうることなく与えられた秘密を自分の判断で、人は勝手にそれを利用してはならないということである。」

このことは、エクイティ裁判所のかかわりを持つ問題であるにもかかわらず、秘密の侵害が、何故不法行為の問題として扱えられないのかその理由が私にはわからない。そしてそのことは、常に不法行為と見なされるような契約の違反に至る如き悪事行為の部類に属するといえるであろう。それは、差止め令による規制だけは行われるべきではない。それらのうちで、幾つかの違反行為は、損害賠償請求の訴えを起せるものである。

〔注〕

(1) [1967] 1 XLR 293 at 931.

(2) 公益性（公共の福祉）への配慮

秘密の保持違反に対する規制について、あるいはその違反に對して損害賠償責任を課するについての裁判所の権限は、一つの重要な制約条件が存する。秘密保持の侵害も、それがもし公益のために行われた場合には、正当化されるであろうし、許されるであろう。再三再四、裁判所は二つの側から主張する利益の均衡を考えねばならなかつた。すなわち、その一方では、秘密を確保してゆくという点での公益性ということであり、もう一方では、公開された情報を保持してゆこうとする公益性という点である。これらの二つの側からの公益性というのは、資料調査上の情報において最も争点となつてくるのである。このことについては、私はあとでもう一度考えてみることしよう。

しかしながら、一方では、私はこれについての広義の原則を確立したいと思っている。すなわちたがいに対峙しあう公的公益の均衡の問題である。次に示してくるリーディング・ケース、ディー対児童虐待防止国家協議会において、それを提言してきたのであった。当時、貴族院では、その提言は、受け入れられるものではなかつた。しかしながらその提言は、将来の方向を示すものであると信じたい。そこで、その提言をここでも少し発展させてみたいと思う。

(3) 特権としての活動
この課題に対する困難な問題点は、それが「特権」に基づい

資料

ての言動と一緒に扱ってきた場合である。われわれは、国王の特権、法律専門家の特権、公益上の特権、そしてある種類のそうした特権について言うことができるるのである。こういう言い方の下では、法律家は、非常に特殊な意味において「特権」という言葉を使って来ているのである。法律家はその言葉を、ある事柄を、秘密に維持しておく権利である様に用いている。すなわち、いいかえればある事柄を訴訟の相手方や裁判所から知られない様に維持しておく権利という訳である。したがって法律家達は、特権の意味を知ることができないのである。

このようない議論の過程に立って、私はあらゆる特権についての用語をすべてようとしている。互いに競合する公的・私的・個人的利益についての私の提言に、これらのリーディング・ケースがいかに適合するかを明らかにしようとしている。先ず初めに、秘密性が重視されてきたこれらの判例について、皆さん方に説明しよう。そして裁判所は、その方向を崩すことを許してこなかったのである。そしてその次に、裁判所が秘密の侵害を許してきた判例について述べたいと思う。というのも、これらの事例は、公開することの方が、公共の利益にかなうものと見られてきたからである。これらは、最近数年間でのすべての支配的な判例であるといえる。

四 秘密保護の優位

(1) ビンゴ遊技施設の開業免許申請

今日的傾向の系図となつた事件は、R v. Lewes J J 事件である。つとに我々は、国王の特権について述べてきた。また、貴族院議院は、公共の利益について述べてきた。そのことは、公益性について決定的な条件を作ったことになる。

一九六七年は、イギリスにおける遊技クラブは、非常に多くの時代であった。遊技クラブは、遊技規制法を骨抜きにする方法を知っていた。裁判所は、知恵をしぼってこれに対処してきたのであった。それらの予測は、極めて効果的なものであったため、新しく開設するクラブは、常に何らかの悪い結果に陥ることとなつたのである。そこで議会が、仲裁に入ってきたのであった。「これらの対応の仕方で十分である」と、議会は述べてきた。「ゲーム・クラブと法律との間でのこのような絶えざる戦いに我々は、いさかうんざりさせられてきた。そしてクラブ側が常に一步先んじてきた。我々は全く新しい方法を見つけねばならないだろう」。一九六八年に、議会は、一九六八年遊技規制法を制定した。結局、その目的に適合する資格を取得する前提でなければ、ゲームを行うことはできない、との規定を置いてきたのであった。すなわち、如何なる人物でさえ、その資格を得るには、その人は、十分に信頼されるものである、という保証がなされなければならないというのである。

サセックス州のある会社が、五ヶ所のビンゴクラブを設置するため、ゲーム審査委員会へ免許の申請を行ったのである。審査委員会は、その会社とその会社の社長ヘンリー・ロジャー氏について、警察に調査を命じたのであった。警察当局は、ゲーム審査委員会に対して、社長については、はなはだ都合の悪い調査結果についての書簡を送附したのであった。その書簡は、ゲーム審査委員会としては、重要な秘密情報ということでもある。

どういったことか、社長のヘンリー・ロジャー氏は、その書簡のコピーを入手したのであった。ロジャー氏は、書簡に示されている報告内容は誤ったものであり、また彼の名誉を侵害するものであることを主張した。私が以前にも指摘してきたように、非常にめずらしいことであるが、彼は、刑事上の名誉毀損罪として告発する手続を開始したのであった。この訴訟手続では、社長のロジャー氏は、書簡の発送やそれを入手したことを証明しなければならなかつたのである。彼の開始した刑事手続において、彼の訴えの証明を可能とするために、彼の訴えは、公平の利益にかなうものであることを主張した。しかしながら貴族院では、警察の書簡は、秘密にしておくべく公共の利益に属するものであり、刑事手続の中で公開されるべきものではない、との判断を行ってきたのである。リード卿は次のように述べてきているのである。

「こういった種類の記録文書が暴露されるべきではないという明白な要請にもとづく公共の利益と、一方そうした記録のコ

ピーが、何らかの不正な手段によって確保され、誰かによって公開されたという事実に、公共の利益は、全く影響を受けるものではない、という衡量の問題に属する」と述べた。

ロジャー氏は、何故、名誉毀損に関する刑事上の訴訟手続を開始したのか、私はしばしば思いめぐらすのである。彼は、何故民事上の訴訟を提起しなかつたのか。

(2) 赤ん坊は、打ちのめされ、虐待を受けたのか

公共の利益を強調する次の判例は、私が判決をしてきた次の事例であった。D v. NSPCC 事件である。わずか十四ヶ月になる女の赤ちゃんを持つ母親が居た。この母親は、赤ちゃんを寝台へねかしつけておいて、仕事から帰つてくる夫を持つために、階下へ降りて行ったのであった。やがて、玄関ドアをノックする音が聞えた。彼女がドアを開けると、一人の男が、児童虐待防止に関する全国協会の代表を示す名刺を彼女に示したのであった。彼女は、その男は、協会の為の何か慈善事業の目的の為に訪れたものと考えたのであった。彼女は、その男を家に通したのであった。その男は、母親に赤ちゃんはいかがですかと尋ねた。彼女は「大変すこやかです」と述べた。その男は、「貴女は、赤ちゃんをよくぶつっているとの報告を受けている」と述べた。「貴男は、気でも違つたのではありませんか」と彼女は述べた。彼女はひどく動転したのであった。彼女は、二階へかけ上がり、赤ちゃんを起したのであった。そして寝台から

だきかかえ、その男、すなわち協会の視察官に赤ちゃんを見せたのであつた。赤ちゃんはすこやかに見えた。母親は取り乱してしまっていた。彼女は、かかりつけの医者に電話した。医者はやつてきて、赤ちゃんを診断したのであつた。赤ちゃんは、全く無傷で健康ですよ、と医者は述べた。視察官は、母親と医者の両方に對して、虐待の告発が証明はできないが、本当のことであると考えている印象を与えたのであつた。やがて彼女の夫も帰宅してきた。彼もまたその話を聞いて大変動転してしまつたのであつた。自分達に告発の情報提供者の氏名を告げてもらうのは、基本的な問題である、と赤ちゃんの父親は述べたのであつた。

赤ちゃんの父母は、NSPCC (the National Society for the Prevention of Cruelty to children) を相手どつて訴訟を提起したのであつた。彼等母親を攻撃する告発の情報を發するにとむて母親に大きな衝撃を与えたことの損害賠償を請求したのであつた。同時に、告発情報提供者の氏名と住所を告知されるべきことも求めたのであつた。

NSPCC は、彼等が受けとつたすべての情報は、秘密事項として扱われるべく、常に情報提供者の保障が与えられるべきことを裁判所に訴えたのである。協会は、この点の主張を含めた宣伝チラシを発行している。

「災難、遺棄、あるいは虐待などいるむつている子供を見かけませんか。もし見かけたら、(子供の居場所を添えて) 貴方

のお近くの NSPCC 視察官まで連絡下さい。貴方のお名前や、子供達を救うために、貴方が下さった情報は、秘密の扱いになります。貴方のすみやかな行動が、子供を被害から救うことになるでしょう。」

判決を下すに当つて、私はこの点を衡量をはかる問題としてとらえてきた。私はすでにこのことを一九二頁で述べてきた。

比較衡量に當つて、一方では、情報提供者の名前や住所が明示されるべきであるというのが公益であるとする理由を幾つか私はあげうるのである。しかし結局は、重要なのは、たつた一つの理由である。それは、損害賠償の訴訟を記している母親の立場を助けるであるうと思われる点である。そのことは、母親をして、被告としての情報提供者に接触が可能であり、また、情報が提示された状況を調査することも可能となるであろう。

比較衡量に當つて、もう一方の立場では、情報提供者の名前や住所が、明らかにされるべきでないというのが公益にかなうのであるとする理由もいくつか提示できるのである。

いくつかある中で、まず最初にあげうるのは、児童虐待防止協会 (NSPCC) は、その有意義な仕事を継続しうるようすべきである。もしも、情報提供者の氏名を公表することが強制されるとすれば、情報源は、枯渇してしまうこととなろう。第一に、秘密ということは、尊重されるべきである。法律は、秘密の尊重ということを眞実と考えてきた人々について、その信頼を打ち破ることを協会に強制すべきものではあるまい。第三

には、母親にとって、結局何らの不利益が行われるのでなく、むしろすべての最上の措置がなされるものとする場合、もし情報提供者が、母親にとって恨みの対象であったり、また侮辱罪や名誉毀損罪として告発を受けるものとして、常に悩まされるものである時には、情報提供者の側に極めて重大な不公平が強いられることになろうというものである。